



<保存版>

**横浜市立日吉南小学校PTA**

2021年5月改訂

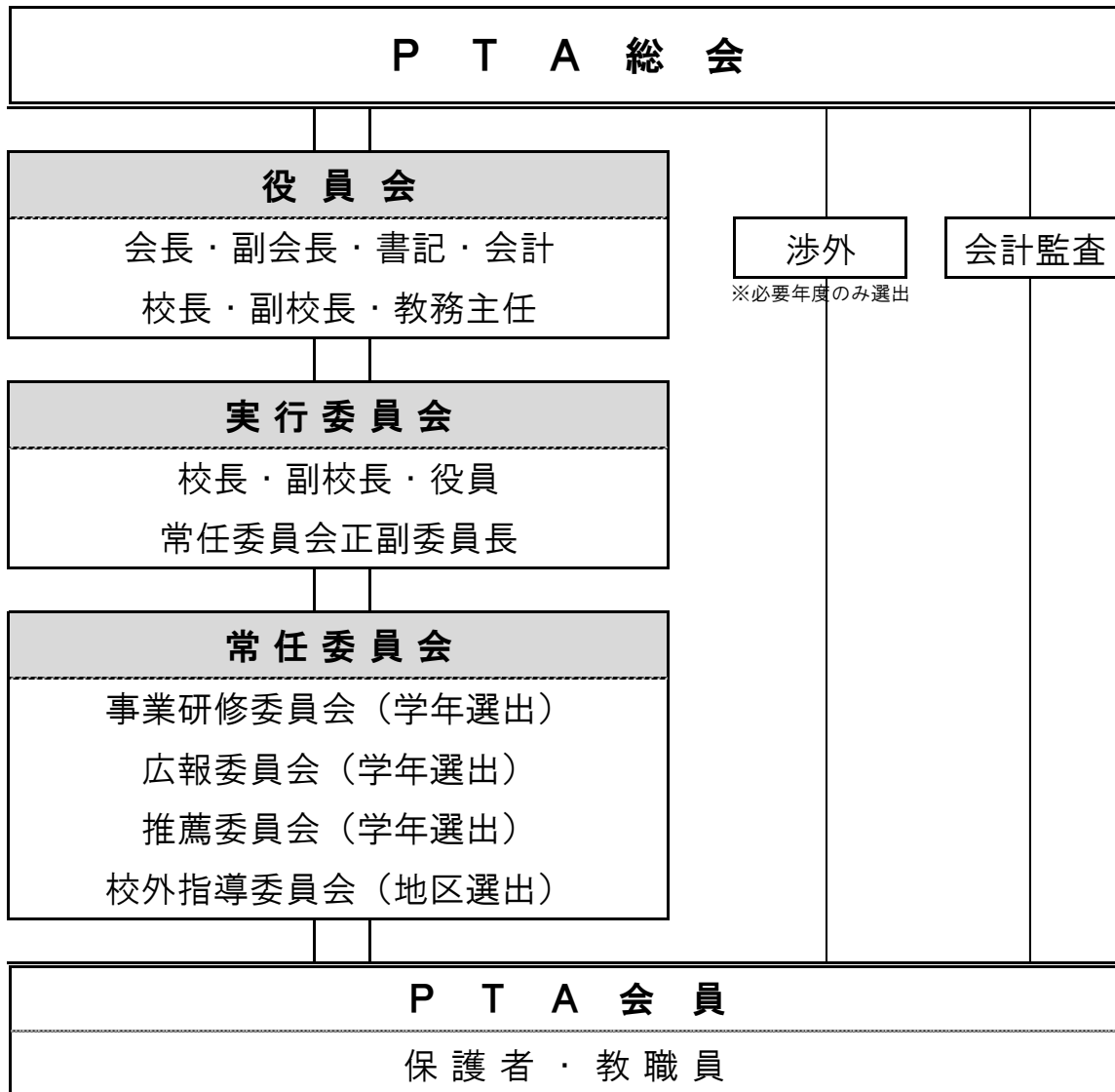
(1) はじめに	P 1
(2) 各委員会について	P 2
(3) 学校生活を安全に送るために	P 3～4
* PTA規約	P 5～9
* PTA内規	P 10
* 個人情報取扱規則	P 11～12

## (1) はじめに

- ◆ P T AとはParent Teacher Associationの頭文字で、『保護者と教職員の会』の略称です。P T Aは学校・家庭および地域社会における児童の健全な成長を図るため、保護者と教職員が協力して活動を行う任意団体です。

日吉南小学校P T Aは1967年（昭和42年）4月27日に設立されて以来活動を続け、今日に至っています。

- ◆ 日吉南小学校P T A構成図



## (2) 常任委員会について

<p>事業研修委員会 (各学年ともクラス数×1名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベルマーク活動</li> <li>・保護者向け講習会開催</li> <li>・保健関連の講習会出席</li> <li>・給食試食会お手伝い</li> <li>・懇親会開催</li> </ul>
<p>広報委員会 (各学年ともクラス数×1名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌の作成</li> </ul>
<p>推薦委員会 (各学年ともクラス数×1名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の役員および会計監査、渉外の推薦</li> </ul>
<p>校外指導委員会 (各校外地区班から2名以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはパトのシフト表、地区班名簿の作成</li> <li>・スクールゾーン対策</li> <li>・資源回収ポイントの管理</li> <li>・「子ども110番の家」管理</li> <li>・ラジオ体操の実施</li> </ul>

### ◆ 各委員会の活動内容

上記の他に市P連・区P連から協力を依頼された活動（研修会・講習会など）、役員会・実行委員会から依頼された活動（学校行事のお手伝いなど）を行います。

詳細な活動内容は、その年度の委員会によって異なります。

### ◆ 事業研修委員・広報委員・推薦委員の選出方法

- ① 学年ごと（1年生のみクラスごと）に立候補者を募ります。
- ② その学年の児童1人に対して委員経験のない方からのご協力をお願いしています。

### ◆ 校外指導委員の選出方法

- ① 校外地区班ごとに立候補者を募ります。
- ② 1家庭につき校外委員経験のない方からのご協力をお願いしています。

### ◆ 委員に選出されたら・・・

各委員会の月1回の会議「常任委員会」に出席します。校外委員会では2月、事業研修・広報・推薦委員会では4月の第1回常任委員会において正副委員長を選出します。

正副委員長に選出されましたら、実行委員会への出席をお願いします。

### (3) 学校生活を安全に送るために

#### ◆ ネームカードについて

本校ではネームカードを1児童につき2枚配布しています。  
来校時には必ず着用してください。  
両面に太く大きい字で苗字を記入し、首から提げてください。  
紛失した場合、汚れや破損で劣化した場合は再発行します。  
また、きょうだい関係で複数お持ちの方は、必要枚数以外は  
ご返却ください。



#### ◆ 腕章について

オレンジ色の腕章は、主に「おはパト」(後述)のときに使用します。  
この腕章は卒業時に返却していただきますので、記名せずにご使用ください。

#### ◆ PTA 活動時の来校について

PTA活動で来校するときは、東門から出入りします。インターフォンを押してネームカードの  
名前をはっきり見せてください。職員室からオートロックを解除します。職員玄関から入り、所  
定の用紙に名前・用件・入校、退校時刻を記入してください。

※上履きとくつ袋を忘れずに持参してください。

※個人的な用事での来校時も同様となります。

#### ◆ 保護者による児童の見守り活動について

登下校時や放課後の児童の安全を、保護者が見守る活動を行っています。ひよみな学援隊や地  
域の方のご協力もいただき継続的に取り組むことで、児童の安全と安心につながっています。

##### ・おはパト (おはようパトロール)

保護者による登校時の見守り・あいさつ励行活動です。校外指導委員作成のシフト表に基づき、  
登校時の危険箇所に立ち、見守りをを行います。

##### ・ちょいパト (ちょこっとパトロール)

「できるときに、できる場所で子どもたちを見守ろう」という目的で始まった活動です。犬  
のお散歩の際のワンワンパトロール・自転車用プレート装着にご協力いただける方は、  
PTA役員まで連絡してください。



## ◆ ひよみな学援隊について

横浜市教育委員会は「よこはま学援隊」という事業を実施しています。これは、学校・保護者・地域の皆様が一緒になって児童の安全を見守るというボランティア活動を推進・支援する事業です。

本校もこの主旨に賛同し、「ひよみな学援隊」という名称で近隣の自治会などにご協力いただき、登下校時の通学路における見守り活動をしています。

## ◆ 子ども110番の家について

港北区では地域の児童を守るため、小学校区域に「子ども110番の家」が設置されています。児童が不審者や自然災害による危険にあったときに駆け込める場所です。必要に応じて警察等に通報していただくことになっています。

ご登録いただいている店舗や家にはプレートが設置されています。学区内のどこに「子ども110番の家」があるかをお子さんと確認してください。

※年度はじめに配布する『子ども110番の家マップ』をご参照ください。



## ◆ 事故について

登下校を含む学校管理下における事故に対しては、学校が加入する「日本スポーツ振興センター」より治療給付金が出ます。

学校管理下外の事故に対しては、PTAが加入する「横浜市安全教育振興会」から治療給付金が出ます（一世帯年額500円）。

事故が発生したときは必ず学校に連絡してください（条件が伴う場合もあります）。

---

## ◆ ひよみなパートナーについて

横浜市教育委員会は「学校・地域コーディネーター」を配置し、学校と地域の交流を推奨しています。

本校では学校・地域コーディネーターが中心となり、花ボランティア、図書ボランティア、授業サポートなど、学校生活支援のためのボランティア「ひよみなパートナー」を、地域と保護者から募集しています。

# 横浜市立日吉南小学校PTA規約

## 第1章 名 称

第 1 条 本会は横浜市立日吉南小学校PTAという。

## 第2章 目 的

- 第 2 条 本会の目的はつぎのとおりとする。
1. 保護者と校長、副校長および教職員とが協力して、家庭と学校と地域社会における児童・青少年の幸福な成長をはかる。
  2. 民主的教育の理解を深め、自らを高めるようつとめる。
  3. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童・青少年の健全な発達をはかり、教育について成果を上げる。

## 第3章 方 針

- 第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、つぎの方針にしたがって活動する。
1. 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
  2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
  3. 本会または本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
  4. 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

## 第4章 会 員

- 第 4 条
1. 本会の会員となることのできる者は本校に在籍する児童の保護者、本校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務とを有する。
  2. 会員資格を有する者は本会に任意に入退会できる。

## 第5章 経 費

- 第 5 条 本会の活動に要する経費は会費およびその他の収入によって支弁される。
- 第 6 条 本会の経費はすべて総会で決議された予算に基づいて施行される。
- 第 7 条 本会の決算は会計監査を経て総会において承認されなければならない。
- 第 8 条 会費は一世帯月額320円とする。なお、転入児童の会費は、転入月より年度末までの金額を一括納入、転出児童の会費は、転出する翌月より年度末までの金額を一括返金することとする。
- 第 9 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

- 第 10 条 本会の役員はつぎのとおりとする。

1. 会 長            1名    (保護者)
2. 副会長        2名    (保護者2名)
3. 書 記           3名    (保護者2名・教員1名)
4. 会 計           3名    (保護者2名・教員1名)
5. 渉 外         適宜   (保護者)

役員は任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、同じ役員の職については1年間だけは留任を妨げない。

役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。

第 1 1 条            役員および会計監査委員の選出ならびに就任はつぎのとおり行われる。

1. 推薦委員会は規約第4章第4条に規定された会員の中から候補者を選び、その氏名を総会の1週間前までに全会員に通知する。
2. 立候補者の追加推薦は総会において一般会員席からすることができる。
3. 候補者の推薦は推薦委員会によってされる場合も前項の場合も、その氏名を発表する前に被推薦者の同意を得なければならない。
4. 役員は3月総会において承認されなければならない。
5. 候補者が定員を超えた場合には総会にて選挙管理委員6名(各学年1名)を選び、無記名投票により多数決で選出される。
6. 会長に欠員を生じた場合、実行委員会にはかり、副会長が昇格し、会長以外に欠員が生じた時は実行委員会がこれを補充する。任期は残任期間とし、全会員に通知する。

第 1 2 条            役員の任務はつぎのとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会および実行委員会のすべての集会を招集し、常任委員会、特別委員会の委員長を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。
3. 書記は会長の指示にしたがって、総会、役員会、実行委員会ならびに合同常任委員会の議事を正確に記録し本会の庶務を行う。
4. 会計は本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録し、5月総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
5. 渉外は他校を交えた研修会等の連絡・準備を主に行う。
6. 役員は実行委員会に提出する各種議案を事前に準備する。

## 第 7 章    会 計 監 査 委 員

第 1 3 条            本会の経理を監査するため3名の会計監査委員を置き、その任期および選出は第6章役員の規定を準用し、欠員が生じた場合は実行委員会がこれを補充する。任期は残任期間とし、全会員に通知する。

第 1 4 条            会計監査委員は年2回の会計監査を行い、総会において報告する。

## 第 8 章    総    会

第 1 5 条            総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第 1 6 条            総会の定足数は全会員の3分の1以上とする。ただし、委任状をもって出席に替えることもできる。

議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 1 7 条            役員会が必要と認めた場合、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を表示できる書面(電磁的記録を含む)により行う。

第 1 8 条            総会は会長が招集する。

1. 定期総会



- (イ) 5月 前年度の決算報告の承認。  
本年度の活動計画および予算案の審議、その他。
- (ロ) 3月 翌年度役員および会計監査委員の選出、当年度活動報告、その他。

## 2. 臨時総会

- (イ) 実行委員会が必要と認めた場合。
- (ロ) 全会員の5分の1以上の要望があった場合。

## 第9章 実行委員会

第19条 実行委員会は本会の役員、各常任委員会の正副委員長、校長、副校長および特別委員会のある場合はその正副委員長によって構成される。

第20条 実行委員会の任務はつぎのとおりである。

1. 各種委員会によって立案された活動計画ならびに必要経費を審議、検討し、活動計画案ならびに予算案を作成する。その際、必要に応じて前年度役員等に意見を聴することができる。
2. 総会に提出する議案書、報告書を検討する。
3. 必要ある場合に特別委員会を設ける。
4. その他各種委員会以外の事務を処理する。
5. 役員・会計監査委員に欠員を生じた場合にはそれを補充する。
6. 必要ある場合は細則を制定し、また改正することができる。制定、改正結果については次期総会において報告し、承認を得なければならない。

第21条 実行委員会は原則として毎月1回とし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第22条 実行委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第10章 常任委員会

第23条 本会の活動に必要な事項について調査・研究・立案・実施するためにつぎの常任委員会を置く。

1. 事業研修委員会
2. 広報委員会
3. 推薦委員会
4. 校外指導委員会

常任委員会の委員の選出およびその活動内容等は別に細則をもって定める。

第24条 会員から選出された委員は常任委員会を構成する。

第25条 常任委員会は原則として毎月1回とし、正副委員長が必要と認めた時は臨時に開くことができる。

第26条 各常任委員会は会員にその活動内容を報告し、よりよい学校づくりに協力する。

## 第11章 合同常任委員会

第27条 役員・常任委員相互の協力をはかるため、役員・常任委員全員で構成する合同常任委員会を原則として年1回以上開く。

第28条 緊急を要し、実行委員会が必要と認めた事項が生じた場合は合同常任委員会をもって総会につぐ決議機関とすることができる。

第 29 条 合同常任委員会の招集は会長が行う。

## 第 12 章 改 正

第 30 条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は事前にその内容を全会員に通知しなければならない。

## 第 13 章 個人情報保護法の取り扱い

第 31 条 本会はPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 付 則

この規約は昭和42年4月25日から実施する。  
昭和43年3月14日、本規約の一部を改正する。  
昭和44年3月13日、本規約の一部を改正する。  
昭和45年11月24日、本規約の一部を改正する。  
この規約は昭和46年4月1日から1年間暫定的に施行する。  
この規約は昭和47年4月1日から施行する。  
昭和53年3月14日、本規約の一部を改正する。  
平成3年3月6日、本規約の一部を改正する。  
平成7年3月9日、本規約の一部を改正する。  
平成8年3月7日、本規約の一部を改正する。  
この規約は平成10年4月1日から2年間暫定的に施行する。  
この規約は平成12年4月1日から1年間暫定的に施行する。  
平成13年3月1日、本規約の一部を改正する。  
この規約は平成14年4月1日から1年間暫定的に施行する。  
平成15年3月6日、本規約の一部を改正する。  
この規約は平成16年4月1日から2年間暫定的に施行する。  
平成18年3月3日、本規約の一部を改正する。  
平成20年3月7日、本規約の一部を改正する。  
平成25年5月23日、本規約の一部を改正する。  
平成26年3月4日、本細則の一部を改正する。  
平成27年3月3日、本細則の一部を改正する。  
平成29年3月2日、本細則の一部を改正する。  
平成29年5月11日、本規約の一部を改正する。  
平成29年9月27日、本規約の一部を改正する。  
平成30年7月11日、本規約の一部を改正する。  
令和元年5月9日、本規約の一部を改正する。  
令和2年7月3日、本規約の一部を改正する。  
令和3年5月17日、本規約の一部を改正する。

## 常任委員会細則

- 第 1 条 この細則は規約第 2 3 条に規定する常任委員会の委員の選出およびその活動内容等について定めるものとする。
- 第 2 条 委員の選出方法はつぎのとおりとする。
1. (イ) 事業研修委員 各学年ともクラス数×1名  
(ロ) 広報委員 各学年ともクラス数×1名  
(ハ) 推薦委員 各学年ともクラス数×1名  
(ニ) 校外指導委員 地区班の家庭数の増減に応じて変動する。(最低2名)
  2. 校外指導委員は地区の推薦により、他は学年の互選による。
  3. 委員会は正副委員長を置く。
  4. 正副委員長に欠員が生じた場合は委員の中から互選により選出し、会長が委嘱する。
  5. 各委員会には互選により担当教職員2名以上を置く。
- 第 3 条
1. 事業研修委員会  
(イ) 事業研修委員会は規約第2章の目的達成のため、他の常任委員とともに担任教師を中心としてよい学級づくりに協力する。  
(ロ) 事業研修委員会はPTA活動を活発にするために会員に協力を呼びかける。  
(ハ) 講演会、講習会等の研修をとおして互いに高めあい、レクリエーション活動をとおして会員の親睦をはかる。  
(ニ) 学校の環境衛生の整備に協力し、会員・児童の健康増進をはかる。
  2. 広報委員会  
(イ) 広報委員会は会報を発行し、PTA会員意識の高揚をはかる。  
(ロ) 広報委員会がPTA活動の状態を会員に伝達する。
  3. 推薦委員会  
(イ) 推薦委員会は次年度役員等候補者を推薦する。  
(ロ) 推薦委員会は全会員に役員等候補者の推薦を依頼できる。  
(ハ) 推薦委員が役員等候補に推薦され、本人が同意の場合は直ちに推薦委員を辞退しなければならない。
  4. 校外指導委員会  
(イ) 学校および社会教育団体と協力して、校外生活指導にあたる。  
(ロ) 学校および社会環境の整備充実をはかり、交通安全について協力する。

## 付 則

- この細則は昭和47年4月1日から施行する。  
平成3年3月6日、本細則の一部を改正する。  
平成7年3月9日、本細則の一部を改正する  
この細則は平成10年4月1日から2年間暫定的に施行する。  
この細則は平成12年4月1日から1年間暫定的に施行する。  
平成13年3月1日、本細則の一部を改正する。  
この細則は平成14年4月1日から1年間暫定的に施行する。  
平成15年3月6日、本細則の一部を改正する。  
この細則は平成16年4月1日から2年間暫定的に施行する。  
平成18年3月3日、本細則の一部を改正する。  
平成20年3月7日、本細則の一部を改正する。  
平成24年3月8日、本細則の一部を改正する。  
平成25年3月7日、本細則の一部を改正する。  
この細則は平成25年4月1日から1年間暫定的に施行する。

平成25年5月23日、本細則の一部を改正する。

平成26年3月4日、本細則の一部を改正する。

平成27年3月3日、本細則の一部を改正する。

# 横浜市立日吉南小学校PTA内規

## 慶弔規定

### 第 1 条 <弔慰金>

- |                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 会員（教職員・保護者）                 | 10,000円またはお花等 |
| (2) 教職員の家族<br>（配偶者・子ども・実父母・義父母） | 5,000円またはお花等  |
| (3) 児童                          | 10,000円またはお花等 |
| (4) 在籍していない兄弟姉妹                 | 5,000円        |
| (5) その他は役員会で協議の上、決定する。          |               |

### 第 2 条 <見舞金>

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 病気（教職員・児童） | 3,000円 |
|----------------|--------|
- ただし、その都度役員会で協議する。
- (2) 災害・天災・その他不慮の災害を受けた場合（教職員・保護者・児童）は役員会で協議の上、決定する。

### 第 3 条 <お祝い金>

- |               |        |
|---------------|--------|
| (1) 結婚祝い（教職員） | 5,000円 |
| (2) 出産祝い（教職員） | 5,000円 |

### 第 4 条 <その他>

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 他校の周年記念祝い金 | 3,000円 |
|----------------|--------|
- ※この金額を超える会費の場合
- ・同ブロック内の学校には周年記念会費として指定された金額で参加する。
  - ・その他の学校には祝い金として規定金額3,000円を届け、会には不参加でよいとする。
- |              |    |
|--------------|----|
| (2) 離任式（教職員） | なし |
|--------------|----|

### 付 則

- (1) 返礼は一切受けない。
- (2) 弔意のお花代は5,000円を目安に、学校との連名とする。弔電・フラワーギフト券などでも代用可とする。
- (3) 病気見舞いは2週間以上の内科・外科的病欠を目安とする。
- (4) 必要のある時はその都度役員会で協議の上、決定する。
- (5) 本規定の改廃は実行委員会において決定する。

# 横浜市立日吉南小学校PTA個人情報取扱規則

## (目的)

第1条 横浜市立日吉南小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報（以下、「個人情報」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、PTA役員とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## (利用)

第7条 取得した個人情報は次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成、推薦委員会による活動、校外指導委員会による活動

## (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。紙で管理している個人情報はPTA事務室にて施錠管理をする。また、持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

## (第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報の漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長(管理者)に報告する。

(研修)

第16条 本会はPTA役員に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「横浜市立日吉南小学校PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

付 則

- ・本規則は、平成29年5月30日より施行する。